



帯広市 子ども虐待対応マニュアル

帯広市要保護児童対策地域協議会



は じ め に

わが国では、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を平成6年に批准しました。この条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るとともに、子どもの最善の利益のために行動するように定められています。

条約の批准から約25年が経過し、現在は物質的な豊かさや便利さが満たされる一方で、核家族化の進行や価値観の多様化などにより交流機会が減少し、安定した親子関係を築くための基盤である家族や地域の連帯感が希薄化するなど、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした背景から、子育て世帯が地域で孤立化し、育児の不安や悩みを相談できず子育てへの負担感が強くなり、子どもへの虐待につながる事例が多くなってきています。近年は、全国的に児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加しており、虐待による死亡事例も相次いでいます。

虐待は、子どもの心身を深く傷つけるだけでなく、成長を著しく妨げ、生命を脅かす深刻な問題であり、虐待を未然に防ぐための早期発見・早期対応とその後の支援に関して、市町村による積極的な支援が求められています。

帯広市では、関係機関と連携・協力を図り、地域一体となって児童虐待に対応するため、平成14年に帯広市児童虐待ネットワーク体制を整備したほか、平成16年の児童福祉法の一部改正を受け、平成17年に「帯広市要保護児童対策地域協議会」の設置をしています。

また、平成28年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待の発生予防から自立支援までの対策強化に向けた国・都道府県・市町村の役割・責務などが明確化されたことを受け、平成30年7月に「帯広市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、対応の充実をはかってきています。

帯広市に住む全ての子どもの権利を守るためには、地域で、虐待を未然に防ぐことが必要です。各関係機関においては、このマニュアルを活用して具体的な対応方法を理解していただくとともに、スムーズな支援の実現に役立てていただけることを願います。

令和2年4月

帯広市要保護児童対策地域協議会

目次

I 虐待とは

1	虐待とは	1
2	虐待の分類	2
3	虐待の判断	3
4	虐待の影響	4
5	虐待の背景	5
6	虐待の要因	6
7	虐待の段階	7
8	虐待の兆候	8
9	虐待の未然防止（予防）	9

II 役割と対応

	「おかしいな？」と思ったら、虐待を疑いましょう	10
--	-------------------------	----

III 初期対応

1	「虐待かな？」と気付いたら	11
2	連絡のポイント	12
3	それぞれの立場での発見と初期対応	
	早期発見のための目配り気配りチェックポイント	
	(1) 地域の中で	13
	(2) 集団生活の場で	15
	(3) 乳幼児健康診査等の場で	18
	(4) 病院、歯科医院等の診療の場で	20
	(5) 帯広市庁内関係部局	22
4	重症度・緊急度の判断基準と対応	23

IV 連携支援

1	帯広市要保護児童対策地域協議会	25
2	帯広市の相談・通告の流れ	26

V 参考資料

1	気になる子どもの連絡票	30
2	帯広市要保護児童対策地域協議会設置要綱	31
3	帯広市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱	33
4	関係法令	34
5	児童の権利に関する条約	37

I 虐待とは

1	虐待とは	1
2	虐待の分類	2
3	虐待の判断	3
4	虐待の影響	4
5	虐待の背景	5
6	虐待の要因	6
7	虐待の段階	7
8	虐待の兆候	8
9	虐待の未然防止(予防)	9

1. 虐待とは

親は子どもの成長を喜ぶと共に、その成長を支えようと懸命になることは、ごく自然なことです。

しかし、保護者がいくら可愛いと思い、一生懸命に子どものために行った行為であっても、それが子どもにとって有害であれば、「自然なこと」として見逃されるべきではありません。

(1) 子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為

虐待とは「保護者¹⁾が、子ども⁴⁾に対して身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育⁵⁾を行わなかったりすることなどによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為」を言います。

(2) 子どもの立場が最優先

何気ない日常生活の背景には、大人（強者）、子ども（弱者）と言う権力構造が潜んでいることを見逃してはなりません。

虐待は「子どもが心身共に、安全で健やかに育っていく権利（人権⁶⁾）を侵害している」と考えるべきで、『児童虐待の防止等に関する法律』第3条では、「何人も、児童（子ども）に対し、虐待をしてはならない。」とされています。

また、『児童の権利に関する条約』⁷⁾（1994年5月発効）第6条2では、「締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。」としています。

したがって、何よりも「子どもの立場が最優先」されるかかわりや対応が求められることとなります。

- 1) 保護者 … 親・親権²⁾を行なう者、未成年後見人、その他現に監護³⁾する者
- 2) 親権 … 父母の未成年の子に対して持つ、身分上・財産上の監護・保護を内容とする権利・義務
- 3) 監護 … 未成年者を監督し保護すること
- 4) 子ども（児童）… 18歳未満の者（児童福祉法）
- 5) 適切な保護や養育 … 衣食住の世話や精神的・医療的ケアが行われていること
- 6) 人権 … 人間が人間らしく生きるための生来持っている権利（自由権、社会権、参政権、請求権）
- 7) 児童の権利に関する条約 第19条1「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」

2. 虐待の分類

『児童虐待の防止等に関する法律』（第2条）では、保護者がその監護する児童に対し、次にあげる行為をすることを虐待として、4つのタイプに分類しています。

虐待と疑われる行為

身体的虐待 「子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える行為」

殴る、蹴る、突き飛ばす（打撲傷、アザ・内出血、骨折、刺傷）タバコの火を押し付ける、首を絞める、溺れさせる、投げ落とす、落とす、熱湯をかける、逆さ吊にする、異物を飲ませる、身体を拘束する、冬に戸外へ閉め出す、激しく揺さぶる、布団蒸しにする、水風呂につける、など

性的虐待 「子どもにわいせつな行為をする。または（子どもをして）させる行為」

下腹部を見せる、下腹部に触る、性的行為を強要・教唆する、性的暴行・性交行為をする、性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、など

ネグレクト 「子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は、長時間の放置、その他の保護者として監護を著しく怠る行為」

適切な食事を与えない、汚れた衣類を着続けさせる、極端に不潔な環境に生活させる、病気になっても医師に診せない、健康安全に無関心である、子の意に反して登校させない、家に閉じ込める、乳幼児を自動車に放置する、捨て子・置き去りにして外出する、子どもに必要な情緒的欲求に応えない（愛情遮断、無関心、怠慢）、保護者以外の同居人の虐待行為を放置する、など

心理的虐待 「子どもに著しい心理的外傷を与える（言動）行為」

「お前なんか生まれてこなければ良かった」など心を傷つける言葉、「死んでしまえ」などと怯えさせる言葉、大声で威嚇する、罵声を浴びせる、「可愛くない」と自尊心を傷つける言葉等を繰り返す、子どもを無視する（拒否的態度）、他の兄弟姉妹と著しく差別する、子どもの目の前で家族に暴力を振るう（DV）⁸⁾⁹⁾ など

親がしつけと称して虐待を認めなかったり、愛情を持って行ったと言った場合でも、子どもに著しい害が及ぼされたり、健やかな成長の妨げになる場合は虐待です。実際には単独でないことが多く、特に心理的虐待は、他と重複して生じることが殆どで、子どもの心理的な発達に対する影響は、身体的虐待よりも心理的虐待のほうが重大な要因となることが多いのです。

また、保護者以外の同居人による虐待行為や子どもの目の前で行われるDV等、子どもへの被害が間接的であっても虐待に含まれます。

8) DV（ドメスティック・バイオレンス）… 配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から受ける、様々な暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉・性的・社会的（交友の制限など）暴力、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さないなど）も含めて考える。

9) DV防止法 … 『配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律』2001年10月施行

3. 虐待の判断

子どもは、未来に向かって成長の途上にあり、すべてについて未熟です。それだけに、無分別で無謀な目に余る行動にハラハラさせられたり、時には聞き分けの無さに閉口させられたりします。

そんな親子の関わりの中で行われる働きかけ（行為）の裏には、様々な事情や理由がある訳ですが、だからと言って虐待は許されると言うものではありません。

(1) しつけは親の意図的かかわり

どの親も、わが子を「自分のことは自分で出来る」「他人に迷惑をかけない」「他と上手くかかわれる」等といった力を身につけさせたいと願っていると思います。しつけは子どもへの愛情を基に、心身の健やかで望ましい成長発達、人格形成のためになされるものです。

つまり、“しつけ”とは「子どもが社会の中で自立した人間として育つ（社会のルールなどを子ども自身が身につけ社会に適応していける）」ようにと、意図的にかかわる行為であると言えます。

☆令和2年4月1日に施行される、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」において、親権者が子どものしつけに際して体罰を加えてはならないことが明文化されます。

(2) 虐待は子どもの視点で判断

一つの具体的な行為が虐待に当たるかどうかは、その頻度や内容・程度によるもので、一概に言えることはありませんが、子どもに対する愛情や自立への願いなどと言った「親の意図の程度（度合い）」で判断されるものではないということを踏まえる必要があります。

たとえ“しつけ”を意図して行われた行為であっても、保護者が現実に、子どもに傷を負わせたり、人格を否定したりするようなことを継続的に行って、結果的に子どもの健やかな育ちに悪い影響を与えているとすれば、それは虐待と判断されることになるのです。

虐待であるかどうかは、親の事情とは関係なく、子どもの視点から判断することが大切なのです。

一般の家庭環境であっても、親が子どもを支配する（権力構造）傾向になりがちです。その意味で、どの親（保護者）も『子ども虐待』の加害者となる危険性を持っていると言えます。

子どもたちの安全や人権を守るためには、子どもの視点に立ち、子どもにとって有害となるおそれのある不適切な関わりが行われていないか「子どもの状況」「保護者等の状況」「生活環境」等から総合的に判断することが重要です。

※ 要保護児童とは 「保護者のいない児童（子ども）又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（子ども）」（児童福祉法）

4. 虐待の影響

虐待を受けることで、子どもは人権を著しく侵害されたり、苦痛やひもじさにあえいだりするだけで無く、心身に深く傷を負います。時には生命さえ脅かされることもあります。

その結果、子どもは逃げ場を奪われ、心身、情緒、行動、人格形成などの発達に深刻な影響となって現れることがあります。それが長期に及ぶこともまれなことではありません。更には、個々の問題だけに留まらず、次世代に虐待的親子関係を引き継ぐおそれのある重大な社会問題でもあるのです。

身体への影響

- ・ 暴力による外傷・骨折、脳の障害や火傷などの後遺症、時には死亡や恒久的障害
- ・ 栄養不足などによる低身長、低体重（発達遅滞）
- ・ 肥満、皮膚病、第二次性徴の遅れ など

知的発達への影響

- ・ 栄養不足、感覚刺激の不足による発育障害や発達の遅れ
- ・ 知覚、記憶、思考などの機能に歪みや遅れ など

精神・心理面への影響

- ・ 大人や他人に対する被害妄想（危害を加える人の認識）
- ・ 自尊心・自己評価の低下（自分はダメ・悪い人）
- ・ 他者認識、自己認識に歪み
- ・ 虐待体験によるトラウマ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）¹⁰⁾
- ・ 対人恐怖、情緒不安、抑うつ状態などの精神症状、心理反応 など

行動面への影響

- ・ 自分より弱い立場に、粗暴な言動
- ・ 対人関係障害（緊張、攻撃性、引きこもり）
- ・ 自傷行為や食行動の異常（拒食、過食、偏食）
- ・ 極端な人に対する甘え（追いつがりが、寂しさ解消など） など
- ・ 身辺自立（食事、排泄）の遅れ（暴力に怯える）
- ・ 感情の押さえ込みからの大暴れ（パニック）
- ・ 万引き、薬物依存

世代間連鎖

- ・ 虐待を受けた子が大人になり、無意識のうちに自分の子に対しても虐待を行う など

※ これらは、絶対的因果関係として断定したものではありません。したがって必ずそうなるというものではなく、傾向や心配な点を示したものです。

10) PTSD「心的外傷後ストレス障害」「トラウマ」… 地震、交通事故、監禁などの強いストレスの後に起きる精神障害（不安、睡眠障害、抑うつなど）が見られ、夢や錯覚により外傷を繰り返して体験する。

5. 虐待の背景

子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の著しい変化は、子どもへの虐待を引き起こしたり、深刻化したりする状況と全く無関係ではありません。支援の手掛かりを掴む上でも、虐待の起こる背景に目を向け、きちんと理解することは意味のあることと考えます。

(1) 地域コミュニティの希薄化

つい最近まで私たちの生活は、地域コミュニティの横のつながりの中で支えられたり、癒されたりしてきました。しかし、近年は地域の間人間関係が希薄になり、またプライバシーの名の下に煩わしい人間関係を避ける傾向が強まってきています。その結果、地域コミュニティは希薄化し、地域社会から孤立した家庭という密室の中で、子育てが行われる恐れがあります。

近隣との関係が希薄になってきている現代社会にあつて、育児に関するアドバイスや手助けが受けにくい状況が、虐待を生む背景として見逃せません。

(2) 家族形態の多様化

少子化や、核家族をはじめ、ひとり親家庭、ステップファミリー¹¹⁾など家族形態の多様化などにより家族のあり方も変わってきています。

親になるまでに、子育ての「良い塩梅（ほどあい）」を体得する機会（育み）が以前よりも少なくなっているほか、親になってからも、気軽に相談できる相手が少なくなっています。小さなキッカケが健全な家族のバランスを崩し、追い詰められて虐待をしてしまう背景も見逃せません。

(3) 仕事、家事、育児の負担感

社会経済環境の変化や働き方の多様化などによる女性の社会進出により共働き家庭が増加するなか、依然として、母親が仕事や家事、育児の大部分を一人で担う、いわゆる「ワンオペ育児」¹²⁾など、母親の負担が大きくなっている状況もうかがえます。

日頃の仕事や家事の忙しさに加え、子育てへの不安や負担感から、子育てに喜びを感じられないことなどから、ストレスを抱え、虐待に進展する場合も考えられます。

(4) 情報の氾濫

その一方で、子育てに関する情報は、社会に氾濫しています。どの情報が正しいのか、どう対応したら良いか、多様な価値観や事例（情報）の中で親の混乱はかえって深まることも多いのです。

11) ステップファミリー … 血縁でない親子関係

12) ワンオペ育児 … 夫婦のどちらか一人が、仕事、家事、育児のすべてをこなさなければならない状態

6. 虐待の要因

社会的な歪み（価値観や行動の多様化や関係の希薄化などによる）や家庭内の権力構造（大人と子ども）など社会的背景やちょっとしたキッカケで虐待は、起こってしまいます。

虐待は、特別に起こる事柄と言うよりは、普段の子育てや生活問題の延長線上で起こる事柄と捉えられます。しかもそれは、様々な要因が複雑に絡み合っていることがよくみられます。

要因を一つでも取り除き、軽減することで、虐待防止や再発の抑止力となるだけでなく、子育て支援や生活支援に繋がることになります。

虐待に繋がるキッカケとなりそうな要素

家庭の要因

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 夫婦の仲が良くない | ② 定職についていない（転職、失業） |
| ③ 住まいが定まらない（転居） | ④ 経済的に苦しい |
| ⑤ 内縁者や同居人がいる | ⑥ 子連れの再婚家庭（ステップファミリー） |
| ⑦ 親族や近隣等から孤立している | ⑧ 乳幼児健康診査を受診していない |
| ⑨ ひとり親家庭 | ⑩ 配偶者からの暴力（DV） |

子どもの要因

- | | |
|---|--------|
| ① 望まない妊娠により出生した | ② 非血縁子 |
| ③ 新生時期に親と一緒に過ごしていない（愛着形成 ¹³⁾ 不足） | |
| ④ 手のかかる、育てにくい（病弱、多動、双子、未熟児等） | |
| ⑤ 発達に遅れや偏りのある、障害を抱えている | |

保護者の要因

- ① 育児に不安がある（ストレス、マタニティーブルー¹⁴⁾、産後うつ）
- ② パートナーが育児に非協力的である
- ③ 感情や情緒が不安定である（依存的、攻撃的、衝動的）
- ④ 知的、精神的問題を抱えている
- ⑤ 被虐待体験を持っている（虐待の世代間連鎖）
- ⑥ 育児の経験が不足（しつけを急ぐ態度）している
- ⑦ 精神疾患、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存などを抱えている
- ⑧ 妊娠そのものを受容することが難しい

環境的要因

- ① 近所の人との付き合いが薄い（地域からの孤立）
- ② 育児に関して相談できる人がいない（核家族化）

※ 子どもの虐待は、様々な要因が重なって起こります。これらの要素は「うっかりすると虐待発生のきっかけとなりかねない」と言う予防的示唆であって、虐待を断定するものではありません。また、養育支援の必要とする要素や、リスク要因を多く有していたとしても、直ちに「虐待のおそれがある」と判断することは出来ません。

13) 愛着（形成）… 慣れ親しんでいる人や物に心を引かれ離れ難く感ずること（母子間の結びつき）

14) マタニティーブルー… 出産直後の母親に見られる抑うつや情緒不安定な状態

7. 虐待の段階

虐待を「する」「しない」という2種類の親がいるわけではありません。「生命に危険を及ぼす虐待をしてしまう親」「育児困難や育児不安を抱えている親」「失敗や不安を抱えながらも、子どもを健全に育てている親」などと、その危うさや困難さは様々です。しかもその差は連続的且つ流動的であることから、幾つかの段階（レッドゾーン、イエローゾーン、グレーゾーン、ホワイトゾーン）に区切って捉えることが出来ます。発見者や援助者はその段階を踏まえて、対応の手順や適切な援助の仕方・見守りの体制などを考えていくことになります。

(1) 虐待の段階

① レッドゾーン（最重度・重度の段階）

- ・ 虐待が生命に及んだり、危機的・重篤で緊急性が高かったりして、親と一緒に生活することが、極めて危ぶまれる状況（親子分離）にある。
- * 行政機関（児童相談所、警察）の強制的介入が必要な段階 ……………〔一時保護、里親、施設入所〕

② イエローゾーン（中度・軽度の段階）

- ・ 危険性・緊急性は薄いものの、虐待が認められ、再発や虐待のおそれの極めて高い、不安定で何らかの指導や支援が必要な状況（在宅支援）にある。
- * 行政機関や関係機関の指導や支援が必要な段階 ……………〔進行予防、早期把握、積極的支援〕

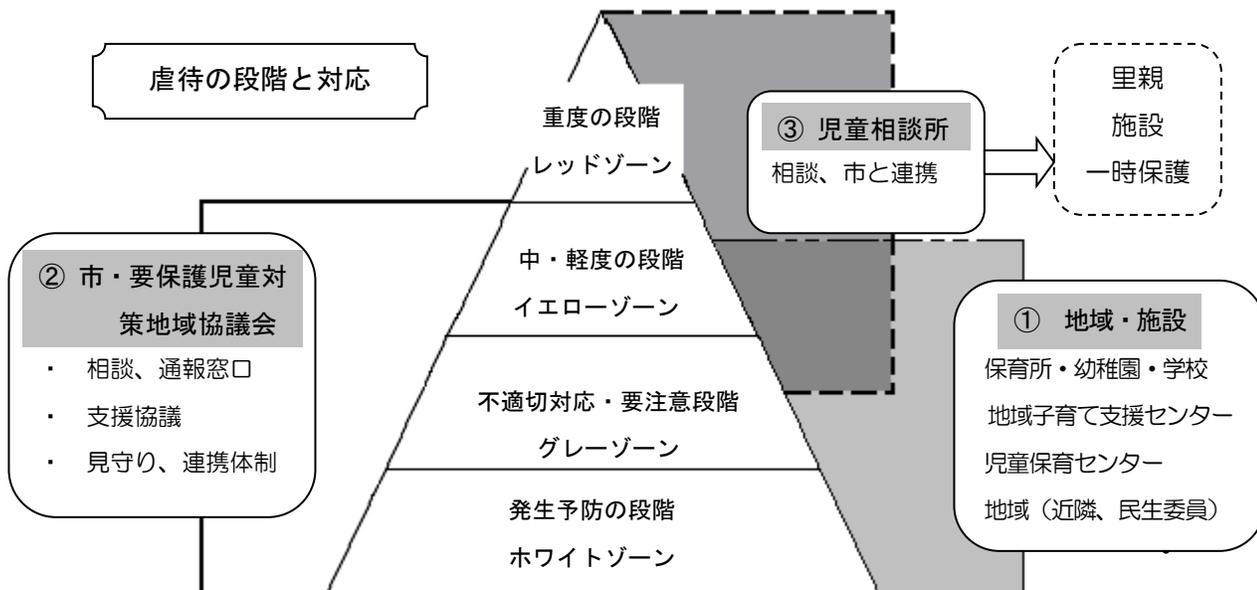
③ グレーゾーン（不適切対応・要注意の段階）

- ・ 不適切な育児や養育困難な状況にあり虐待が危ぶまれる状況（見守り連携）にある。
- ・ 育児に不安を抱えながらも、親族や近隣から孤立状況にある。
- * 地域や関係機関で相談に応じたり、連携した見守り・支援の段階 …〔早期把握、発生予防、進行予防〕

④ ホワイトゾーン（発生予防の段階）

- ・ 一般的な育児不安や悩みを抱えながらも、健全に養育している状況にある。
- * 地域や関係機関の交流・支援事業（施設）や活用の周知の段階 …〔発生予防、活動の周知、相談支援〕

(2) 関係機関の対応



☆ これら（虐待の段階）に関連する内容は『重症度・緊急度の判断基準と対応』（P23）にも触れています。ご覧ください。

8. 虐待の兆候

虐待は、突如として起こるものばかりではありません。その多くは、虐待に至るまでの経過があり、事前に何らかのSOSや兆しを発していると考えられます。私たちは、虐待との出会いを通す中で、その兆候と考えられる共通の表情や表出に気づかされます。虐待を最小限、或いは未然に食い止めるためにも、兆候に着目した心掛けが大切です。

虐待の被害を受けた子どもに見られることが多い兆候

虐待は、現実には重複していることが多く、この分類も便宜的なものです。また、ここに掲げる行動や表出をもって、直ちに虐待と断定するものでなく、懸念を持ちながら注意した見守りに心掛けることで、未然防止に繋げようというものです。

(1) 身体的な虐待の兆候

- ・低身長、低体重、発育不良等がうかがえる
- ・十分説明のつかない骨折、アザ、火傷、顔の傷
- ・新旧混在する傷跡（繰り返される）
- ・統制できない行動（パニック、怒り）をとる

(2) 性的な虐待の兆候

- ・急に性器への関心が高まる
- ・他の子の性器を触ろうとする
- ・性的話題が増える
- ・年齢に不釣り合いな性知識がある
- ・性的非行がある
- ・無断外泊をする

(3) ネグレクト的な兆候

- ・無気力である
- ・発育不足がうかがえる
- ・ガツガツ食べる、隠れて食べる
- ・身体、服の汚れが見られる
- ・ひどい悪臭を感ずる
- ・季節・気候に合わない服装をしている
- ・汚いボサボサの髪をしている
- ・不潔な環境にいる
- ・必要な医療を受けていない
- ・うつ状態で受動的である。

(4) 心理的な虐待の兆候

- ・自尊感情の欠如がうかがえる
- ・いつも極端に承認を求める
- ・敵意的、挑発的、口汚くののしる

(5) どの虐待にも共通に感じられる兆候

- ・挑発的で攻撃的言動が多い
- ・怯えている
- ・人を寄せ付けない
- ・親や周りの大人の顔色をうかがう
- ・緊張度が極めて高い
- ・感情表現が乏しい
- ・自傷行為が見られる
- ・言動に過敏な反応
- ・人にへばりつくようにしていることが多い
- ・服を脱ぐことを極端に嫌がる
- ・欠席傾向にあったり、不登校であったりする
- ・過食や拒食の傾向が見られる
- ・虚言、薬物使用、援助交際等の問題行動が見られる
- ・万引きや徘徊や家出をすることがある

☆ これらの内容については『早期発見のための目配り気配りチェックポイント』とも関連しますのでご覧ください。

9. 虐待の未然防止（予防）

子どもは一人ひとりの個性に応じ、安全に安心にして、発達・成長する権利を持っています。子どもの健やかな成長（権利）を保障することは、社会全体の責務です。虐待は、子どもの成長・発達を阻む大きな要素と考えられます。従って虐待に至る前の未然防止や再発防止に着目していくことが重要です。児童虐待の防止等に関する法律では、三段階の予防を提示しています。

（1）虐待が起きる前の対応の段階（1次予防）

① 虐待を許さない社会づくり

虐待を生み出す社会や地域の状況を見直して、子どもへの虐待を無くすための社会のあり方（原因療法¹⁵⁾）を考える必要があります。その上で、虐待や人権に関する社会認識の浸透を図ることです。つまり、虐待を許さない社会の雰囲気作りです。（地域交流、社会参加などの生活行動への働きかけ、虐待を許さない社会のあり方の地域理解や認識の浸透のための広報・啓蒙活動などの工夫と努力）

② 子育てにやさしい街づくり（市の各機関）

子どもが安心して暮らせる環境作りや不安を抱えている家庭に対し、地域や関係機関がきめ細かな支援を行うことが虐待を未然に防ぐことに繋がります。（子育てについての悩みなどを気軽に相談・支援できる場の確保や周知の工夫、子育てサービスの活用推進のための工夫と努力）

③ 支えあっていく地域づくり（近隣・地域）

「さり気無く気にかける」「ささやかな心配り」「ちょっとした一声」などの近隣地域の気取りの無い身近なかかわり（実家機能）が虐待の芽を摘むことに繋がります。また、育児不安や心配にいち早く気づき（発見）、関係機関と繋げることで、問題の解消・軽減に繋がります。

（2）虐待への早期発見、早期対応の段階（2次予防）

- ① 早期発見 … 確証が得られるまで行動を起すことをためらっていると最悪の結果になるおそれがあります。何気ない生活の中の『不自然さ』に目を留めることが大切です。
- ② 早期対応 … 『不自然さ』を感じたら「帯広市子育て支援課」や「帯広児童相談所」などの関係機関に通告（相談）するなどの行動を起すことが重要です。
- ③ 適切で迅速な対応 … 児童の安全確保、迅速な対応・連携、担当者による共通理解が大切です。

（3）再発防止、家族再統合の段階（3次予防）

- ① 過去の体験を反省して、虐待が起こらない、起さない家族関係を新たに築くことが求められます。
- ② そのためには、周囲の人々の理解と関係機関で役割を分担し、連携して長期的視野に立った支援が重要になります。

15) 原因療法…疾病原因の除去を目指した治療法

対症療法…表面に現れた種々の症状に適切な処置を行って患者の苦痛を除くことを主眼とした治療法

Ⅱ 役割と対応

「おかしいな？」と思ったら、

虐待を疑いましょう …………… 10

「おかしいな？」と思ったら、虐待を疑いましょう

(1) 虐待に“気付く”ことが第一

虐待は、家庭という密室で起こることがほとんどです。そのため、周囲が気付くことで初めて虐待として浮かび上がってくるものであり、子どもや保護者のちょっとしたサインに“気付く”ことこそが支援への第一歩となります。

しかし、虐待がおこなわれている家庭は、地域の中で孤立していることが多く、通告や相談があった時点では、すでに重篤な状況となっていて、子どもや保護者のケアや、虐待の再発防止に向けた支援が非常に困難であることが少なくありません。

(2) 虐待が重症化する前に

子どもが深刻なダメージを受ける前に、子どもや保護者と接触できる皆さんができるだけ早く虐待の兆候に気づき、適切な機関につなげ、連携支援していくことが大切です。

地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校などの集団生活や、乳幼児健康診査、医療機関での診察の場面ごとの「早期発見のためのチェックポイント」を次ページ以降に示しています。いずれかに該当する場合は、「虐待かもしれない」という観点でこれまで以上に十分注意して関わる必要があります。

(3) チェックポイントはあくまで参考に

チェックポイントに該当する項目がある、ということでは必ずしも虐待であるとは限らず、また、虐待の程度を判断するものではありませんが、SOSのサインを見逃さないための視点を示してあるものです。通告、相談する際の参考としてご活用ください。

なお、職務上、虐待を発見しやすい立場にある者は早期発見に努めなければならないことが法律で定められています。

《児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項（児童虐待の早期発見等）》

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

Ⅲ▶ 初期対応

1 「虐待かな？」と気付いたら	11
2 連絡のポイント	12
3 それぞれの立場での発見と初期対応	
早期発見の目配り気配りチェックポイント	
(1) 地域の中で	13
(2) 集団生活の場で	15
(3) 乳幼児健康診査等の場で	18
(4) 病院、歯科医院等の診療の場で	20
(5) 帯広市庁内関係部局	22
4 重症度・緊急度の判断基準と対応	23

1. 「虐待かな？」と気付いたら

まず相談・通告してください

不自然な様子に気づいたり、児童虐待を疑ったりしたときは、「帯広市子育て支援課」や「帯広児童相談所」へ、通告・相談する事です。

通告するほどではないと思い込んだために、その後の対応が遅れてしまい大事に至る例も少なくありません。疑った時点で通告・相談です。

要保護児童を発見した者は、通告しなければならない。

《児童福祉法 第25条》

虐待の証明は必要ありません

「もし間違っていたら…」と迷うのは当然です。しかし、一時の躊躇が重大な結果になりかねません。まず、子どもの安全・安心が第一です。虐待でなかったとしても責任を問われる事はありません。

虐待かどうかを判断するのは、相談・通告を受けた関係機関の役割になります。

虐待を受けたと思われる児童を発見した者は

通告しなければならない。

《児童虐待の防止等に関する法律 第6条第1項》

相談・通告した人の秘密は守られます

連絡を受けた機関では、連絡の内容や誰が連絡してきたかなどの情報を保護者へ知らせる事はありません。

虐待ではなかったとしても連絡をした人に迷惑がかかるような事はありません。

通告した者を特定させるものを漏らしては

ならない。

《児童虐待の防止等に関する法律 第7条》

連絡義務は守秘義務に優先します

公務員、医療従事者、民生委員・児童委員など職務上の秘密を守る事が義務付けられている人であっても、虐待に気付いたら、関係機関に通告・相談しても守秘義務違反に当たらないと法律で規定されています。

ただし、情報収集・情報提供に当たっては、第三者に話すことが無いようにするなど、プライバシーの保護に十分留意する必要があります。

守秘義務は通告の義務の遵守を妨げるものと

解釈してはならない。

《児童虐待の防止等に関する法律 第6条第3項》

緊急性が高い場合

子どもの生命に危険があるなど緊急性が高い場合は、直ちに帯広児童相談所、もしくは帯広警察署に連絡するなど、子どもの安全確保が優先されます。

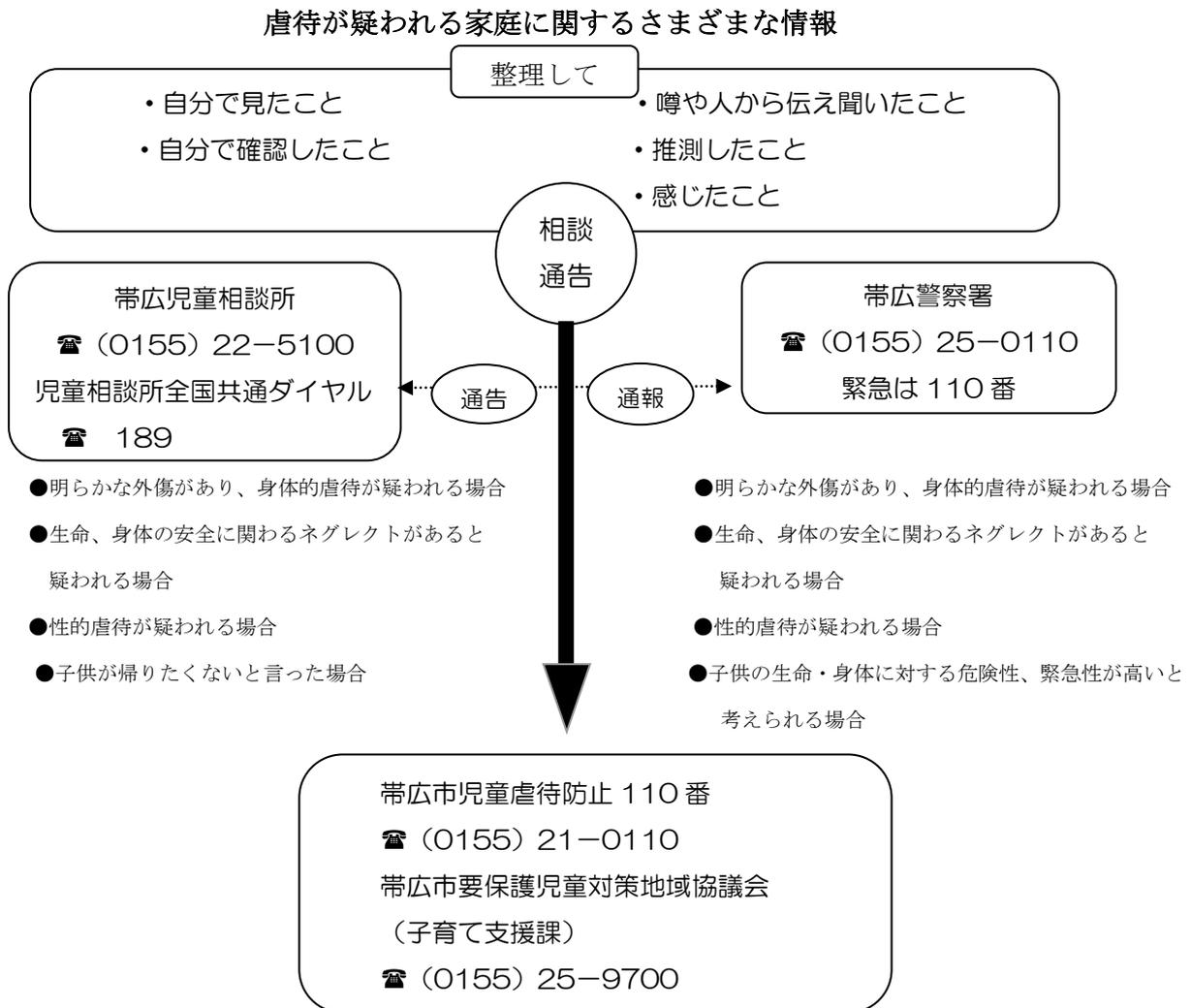
【緊急性が高い場合の例】

- ・身体的外傷、出血、内出血、骨折など障害が残るおそれや生命の危険がある場合
- ・極端な栄養障害や、慢性の脱水症状がある場合、性的虐待が強く疑われる場合
- ・小さい子どもが家出や徘徊を繰り返している場合など、

詳しくは、P23「重症度・緊急度の判定基準と対応」を参考にしてください。

2. 連絡のポイント

(1) 連絡先



(通報先に迷う場合は、一旦、子育て支援課に連絡してください)

(2) 連絡内容

※わかる範囲でお知らせください。

虐待と思われる内容について	子ども・保護者について	連絡した方について
<ul style="list-style-type: none"> ・いつ ・どこで ・だれが ・どんなふうに 	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・住所 ・年齢 ・家族構成 	<p>(可能であれば)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・連絡先 <p>※連絡した方の秘密は守られます。</p>

※連絡するときは P30「気になる子どもの連絡票」を参考にしてください。

(3) 連絡後

継続的な支援の必要性

- ・連絡しても終わりではありません。
- ・連絡後も子育て支援課や児童相談所と連携しながら対応・支援していくことになります。

3. それぞれの立場での発見と初期対応

(1) 地域の中で～主任児童委員、民生委員・児童委員、人権擁護委員

市民や地域で活動される方々は、子どもの姿を見る機会や、保護者、近隣の人たちからの様々な相談や訴えを見聞きすることが多いことと思います。日頃のかかわりの中から、不自然な問題の発見や迅速な対応に心掛けることで、虐待の未然防止や被害の拡大防止に繋がります。

① 注意深い見守り

地域の中で、よく泣き声が聞こえる、いつも不潔な衣服を着ている、子どもの扱いに不自然さがみられるなど、気になる子どもや保護者などに気づいたら、注意深く観察しながら、さり気なく見守っていくことが大切です。

② 地域の中で孤立

地域の中で孤立している家庭では、往々にして虐待が疑われるケースが多いことから、家族だけで解決困難な問題を抱えていないか留意しながら、間接的な関わりを続けることが大切です。時には、タイミングを見計らって関わり方のキッカケを工夫することも考えられます。

③ 情報の提供

支援が必要な家庭に対し、相談に応じたり、保健・福祉サービス（養育支援、経済支援、ひとり親支援など）を適切に利用出来るよう情報を提供したりすることが求められます。

④ 慎重な対応

安定した人間関係作りの苦手な保護者に対しては、深入りし過ぎないような配慮が必要です。不用意に介入する事により家族が門を閉ざし、時には引っ越してしまう事もあるので慎重な対応が望まれます。

⑤ 自然な会話

他者に対して警戒心が強い場合は、挨拶や天気の話などを話題にあげ、短時間でいいので自然な会話から始め、徐々に繋がりを広げていくような配慮が必要です。

⑥ 「支援が必要か」という視点で

「どの時点で通告（相談）するのが適切か」といった問題は難しい判断です。明らかに虐待が認められる場合は別として“虐待かどうか”という視点ではなく、“支援が必要かどうか”といった見方で対象家庭を見守ってみてください。

心配な家庭があれば、「こんな家庭があるのだけれど・・・」と子育て支援課に相談（通告）して対応・支援を求めることになります。

早期発見の目配り気配りチェックポイント

(1) 地域の中で ～主任児童委員、民生委員・児童委員、人権擁護委員

市民や地域で活動される方々は、子どもの姿を見る機会や、保護者、近隣住民からさまざまな相談を受ける機会が多いことと思います。見聞きした情報の中で、次のいくつかの項目に当てはまるようなことがあれば、虐待を疑ってみてください。

●子どもの様子

- 日常的に泣き声が聞こえたり、怒鳴り声や叩かれる音が聞こえたりする。
- 不自然な傷、あざ、火傷がみられる。
- 理由もなく、保育所や学校等を休んでいる姿をよくみかける。
- 衣服がいつも不潔である。
- 季節に合わない服装である。
- 食事がきちんと与えられていなく、食事を与えるとガツガツ食べる。
- 発育、発達が遅れがみられる。
- 表情が乏しい。
- 親の顔をうかがう反面、親から離れても親への愛着が感じられない。
- 夜遅くまで外で遊んでいたり、家に帰ろうとしなかったりする。
- 家の外に締め出されている。
- 万引きを繰り返している。
- 年齢にそぐわない性的な言葉や行為がみられる。

●保護者・家庭の様子

- 家の周囲や部屋の中が乱雑で汚れている。
- 子どもに対しての扱いが乱暴であったり、態度が冷たかったりする。
- 子どもに対する拒否的な発言がある。
- 地域の中で孤立している。
- 子どもがケガをしたり、病気になっても医者にみせようとしなかったりする。
- 小さな子どもを家に置いたまま、外出することがみられる。
- 家にいるのかいないのかわからない。
- 家族以外の人が入りが頻繁である。
- 生活上のストレスがある（夫婦関係、失業、低収入、借金など）。
- 転居を必要以上に繰り返す。
- 精神疾患、アルコール依存、薬物中毒などの問題がみられる。

それぞれの立場での発見と初期対応

(2) 集団生活の場で～保育所(園)、幼稚園、認定こども園、託児所、学校、児童保育センター等

日頃多くの子ども達と接触する機関では、子ども達の様々な様子をうかがい知ることが出来ると思います。日常のかかわりの中で、問題性の察知や発見に心掛けたり、発生時に適確で迅速に対応・連携したりすることの認識を共有しておくことが、発生予防や被害の拡大・再発防止を目指す上で重要となります。

① 日頃の子どもの言動や状況を観察

不自然な傷はもちろんのこと、急に欠席が増えたり、欠席が長引いたりする場合など、特に年齢の低い児童に関しては注意が必要です。また、家出や万引きの不良行為などの問題行動を通して“SOS”のサインを出すこともあるので、表面的な問題行動の対応だけでなく、その背景を考えながら子どもに接していくことが大切です。

② 情報収集

疑いを感じた場合は保護者からの相談に積極的に応じたり、家庭訪問等で、情報収集に努めたりするとともに、事実関係をできるだけ細かく聞き取り、正確に記録に残すことが大切です。

③ 組織としての対応

虐待の対応は、疑いの気持ちを誰かに相談し、問題を表面化することから始まります。子どもの虐待を疑ったらまず職場の人に相談しましょう。

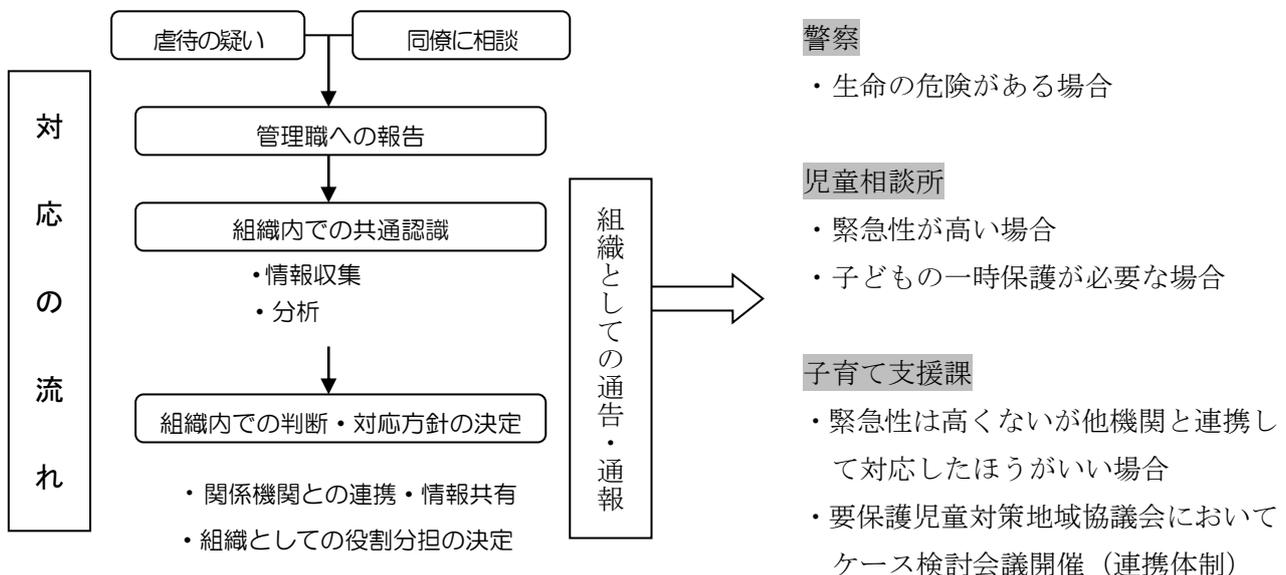
複数の目で観察するなど組織として対応できる体制づくりが大切です。必要に応じて会議などを開催し、緊急度や対応を検討し、組織として積極的に関わるのか、専門機関に通告するのかを判断をしましょう。

緊急の場合は、直ちに通告する場合があります。

保護者との関係性よりも、子どもの安全確認、安全確保を優先に対応することが必要です。

(令和元年5月9日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 幼児教育課 特別支援教育課 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を参照のこと)

④ 対応の順序



早期発見の目配り気配りチェックポイント

(2) 集団生活の場で～保育所（園）、幼稚園、認定こども園、託児所、学校、 児童保育センター等

保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校等集団生活の場では、子どもの日常の様子や健康診断、家庭訪問や保護者との面談時の様子などから、さまざまなサインを感じ取ることができるでしょう。

次のチェックリストの中でいくつかの項目にあてはまるようなことがあれば、虐待の可能性を考えて注意深く関わり、組織として見守ってください。

●子どもの様子

乳児

- 保育所等をよく休む。
- 不自然な傷、あざ、火傷がある。
- 未熟児出生や特別な病気でないのに体重増加が不良である。
- おむつかぶれでお尻がただれていたり、不衛生な服装で登所してきたりする。
- 表情が乏しく、語りかけ、あやしにも無表情である。
- おびえた泣き方をする。
- ミルクや離乳食を過剰に食べる。満腹感を示さない。
- 理由もなく必要な予防接種や健診を受けていない。

幼児

- 保育所、幼稚園等をよく休む。
- 不自然な傷、あざ、火傷がある。
- 基本的な生活習慣が身につけていない。
- からだや衣服が常に不潔である。
- 給食をガツガツ食べ、おかわりを繰り返す。
- 保護者が迎えに来ても帰りたがらない。
- 集団から離れ、孤立していることがよくある。
- 保育士や教諭を独占したがる。
- 虫歯の治療がされていない。
- 保育士や教諭を試すようにわざと注意されるようなことをする。
- 衣類を着替える際、異常な不安を見せる。
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない。

学童

- 不自然な骨折、傷、あざ、火傷がある。
- 自傷（自分で自分を傷つける）行為がみられる。
- 他児童を執拗にいじめる。
- 友だちと関係をつくるのが苦手で、嫌われるような行動をとる。
- 動物、昆虫などに対して残虐な行為をする。
- からだや衣服が常に不潔である。
- これまでなかったような身体の変化（拒食、過食、妊娠など）がみられる。
- 家に帰りたがらない。

- 教師に過度のスキンシップをする。
- 家出や徘徊等を繰り返す。
- 万引き等の問題行動を繰り返す。
- 不登校や、理由のはっきりしない遅刻、欠席が目立つ。
- 叱られている時に話がきちんと聞けなかったり、他人事のような態度をとったりする。
- 大人の神経を逆なでするような言動をわざととることが多い。
- 教諭の顔色を極端にうかがったり、接触を避けようとしたりする。
- 表情がない。
- 些細な事ですぐに激怒したり、乱暴な行動を繰り返したりする。
- 落ち着きがなく、繰り返し嘘をつく。空想的な言動が増える。
- 極端に協調性がなく、周囲から孤立している。
- 給食をガツガツ食べるなど、食べ物への強い執着がある。
- 性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌ったりする。
- 虫歯の治療がされていない。

●保護者・家庭の様子

- 欠席や遅刻の連絡をしてこない。
- 保育士、教諭等との面談や家庭訪問を拒否する。
- 家庭訪問のとき不在であったり、寝込んでいたりすることが多い。
- 保育士、教諭等に対する不満が多い。
- 保育所、幼稚園、学校等からの連絡に応じない。
- 保護者会、行事等への参加がない。
- 決められた時間に迎えに来ないで、連絡がつかないことがよくある。
- 大きな声で怒る等、威圧的であったり罵声や暴力行為があったりする。
- 子どもに無関心、態度が冷たい、拒否的である。
- 子どもを家に置いたまま外出をしていることが多い。
- 育児についての知識が不足している。
- 兄弟姉妹の間に養育の差がある。
- 子どものことでよくイライラしており、精神的に不安定で感情を自制できない。
- 子どもがなつかないと言う。
- 育てにくさをよく訴えている。
- 子どものマイナス面ばかり口に出す。
- 子どものケガについて聞いても、あいまいで矛盾があったり、不自然な答えが返ってきたりする。
- 子どものケガや病気の程度に比べて、医療的処置が遅い、受診させない。
- 家族が子育てに協力してくれない、とよく愚痴をこぼす。
- 被害者意識が強く、何事も人のせいにする。
- 必要なものの準備ができない。
- 自分の思い通りにならないとすぐに体罰を加える。
- 対人関係が敵対的でよくトラブルを起こしている。
- 夫婦の不仲、パートナーからのDV等、家族関係について不安がある。
- 周囲の人々との交流が少なく、孤立している。
- 生活のリズムが乱れている。
- 家の中が乱雑、不衛生である。
- 病気、精神疾患、アルコール依存、薬物依存がある。
- 失業、低収入、借金など経済困窮状態にある。

それぞれの立場での発見と初期対応

(3) 乳幼児健康診査、保健師・保育士による家庭訪問等の場で

保健師は、母子健康手帳発行時、乳幼児健康診査、医療機関との連携による親子支援システムや新生児訪問、家庭訪問等さまざまな機会で、子どもの虐待を発見できることが多い立場にあることを、十分認識しておく必要があります。

また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの周知や提供を図るなど早期発見・未然防止の役割も持っています。

日常の活動のなかで自然に訪問できる利点を生かし、子どもや家族の健康管理・増進、育児へのアドバイスを通じて、継続的な保護者との関係づくりを目指すことが大切です。

① 未然防止

母子健康手帳発行時や教室事業などで、生まれてくる子どもに対し拒否的な気持ちの訴えや、保護者の精神疾患等による養育の心配に気づいたり、若年出産、未婚であるなど養育の問題を抱えた母親などに出会ったりします。

そんな保護者に対して様々な不安や悩みを受け止め、子育て支援に関する情報提供や、適切なサービスを提供することが求められます。

② 情報収集

医療機関や所属集団等での様子などの情報を各機関から集め、何が（心配事項、心配の程度、支援や生活上の困難事項など）起きているのか、子どもや保護者の様子など現状を適確に把握することが必要です。

③ 対象家庭との接触

家庭訪問などで親に会って話を聞いたり、子どもの様子を観察したりすることも大切です。訪問が不可能なときは、来所相談、電話相談など、家族とのつながりが切れないように心掛けることが求められます。

④ 記録

過去の健診記録や保護者の対応、担当者の所見などを整理しましょう。保健師が、自分の目と耳で捉える事実と、相談という形で得られるものを総合的に判断していくことが大切です。

⑤ 組織としての対応

緊急度や重症度などの判断は組織として協議し、虐待のおそれのある場合は、子育て支援課（又は帯広児童相談所）へ報告し、連携して支援していきます。

早期発見の目配り気配りチェックポイント

(3) 乳幼児健康診査、保健師・保育士による家庭訪問等の場で

保健師が関わる乳幼児健康診査時、教室事業等の場、新生児訪問、家庭訪問や来所相談の面接時に虐待を発見する可能性があります。

次のいくつかの項目に当てはまるようであれば、虐待を念頭において注意深く関わってください。

●子どもの様子

- 著しい身長伸びの悪さや体重の減少などの発育不良がみられる。
- 脱水症状や栄養障害がある。
- 保護者の関与不足からくる発達の遅れがみられる。
- からだや衣服が不潔である。
- 全身に湿疹、かぶれがある。
- 不自然な傷やあざ、火傷の痕がある。
- 骨折がたびたびある。
- 頭蓋内出血の既往がある。
- かんしゃくが激しい。
- 表情が乏しい。
- あやしても笑わない、視線が合わない。
- 言葉や行動が乱暴である。
- 保護者への愛着がない、甘えない。
- 衣服を脱ぐことや、診察を怖がる。
- 落ち着きがなく、多動傾向である。
- 萎縮する、手を上げられると反応する。

●保護者・家庭の様子

- 妊娠、出産を喜んでいない。
- 母子健康手帳を持参していない、記入が少ない。
- 妊婦健診を受けていない。また、初回受診が遅い。
- 乳幼児健診、予防接種、医療等を受けさせていない。
- 子どもを拒否するような態度（抱いたりあやしたりしない等）や言葉がみられる。
- 育児の疲れ、イライラがある。
- 子どもの発達状態を覚えていない。
- 子どもの状態に対して不自然な説明をする。
- 人前なのに、子どもをひどく叱る。
- 事故防止への配慮が少ない。
- 月齢に不相応な食事の与え方をしている。
- 病気、精神疾患、アルコール依存、薬物依存がある。
- 保護者に被虐待歴がある。
- パートナーからのDVがある。
- 生活上のストレスの高さがある（夫婦関係、家族関係、経済的困窮）。

それぞれの立場での発見と初期対応

(4) 病院、歯科医院等の診療の場で

医療機関においては、出産に伴い早期発見される場合や、その他の診療の場面で身体的虐待等が発見される場合が見られます。

時々プライバシーへの配慮から、通告を控えてしまうことがありますが、何より子どもの安全が最優先されなければなりません。

保護者から守秘義務違反として、損害賠償請求を起こされる可能性もあり得るが、「正当な理由」がある場合は賠償義務を負うことはないと考えられる。

(平成 17 年 3 月 25 日付 厚労省児童家庭局総務長通知より)

出産に伴う受診から

●早期発見・未然防止

出産前の受診や母親教室の際に不安や心配事を聞き取ることで、気持ちの受け止めと適切なアドバイスで不安・心配事が解消される場合もあります。

単に気持ちの受け止めだけでは、解決しない問題を抱えている場合や、社会的要因、養育者側の要因、子ども側の要因が複雑に絡み合いなんらかのきっかけで虐待が発生する危険性の高い家庭に対しては予防のため援助として、適切な相談機関や保健師との連携が必要です。

その他の受診から

① 緊急度の判断

身体的虐待等が疑われる場合は速やかに、帯広市子育て支援課、帯広児童相談所へ通告、場合によっては警察への通報が必要です。

特に専門的な対応が必要なため、性的虐待が疑われる場合は、速やかに帯広児童相談所へ通告が必要です。

② 虐待の疑い・発見

医学的に説明のつかないことや、低身長や栄養障害、つじつまの合わない症状などがあれば、虐待の可能性が疑われます。かなり強く疑われる場合は症状があまりひどくなくても保護者には「検査のため」「治療のため」と入院をすすめたり、少しでも虐待が疑われるときは早い時期の再来を指示するなどの対応が考えられます。また連携して支援するためにも帯広市子育て支援課、帯広児童相談所へ通告・相談することが必要です。

③ 特異な例

受診の必要があるにもかかわらず、親の考えで医療拒否がある場合は、医療ネグレクトとして帯広市子育て支援課、帯広児童相談所へ通告するか保健師などに連絡し、連携して対応することが必要です。

早期発見の目配り気配りチェックポイント

(4) 病院、歯科医院等の診療の場で

外来診察のとき、「医学的に説明のつかない」ことや「不自然だ」と思われることを見逃さない、「何かおかしい」という感性が、子どもの虐待に気付き、虐待から子どもを救います。特に「新旧入り混じった身体的外傷」「説明のつかない低身長や栄養障害」「つじつまの合わない事故」などを診たとき、あるいは次のような状況をみたときは、虐待の可能性を疑って、診察・診療にあたってください。

●子どもの様子

- 低身長、低体重（-2SD以下）である。
- 原因不明の脱水症状がある。
- 栄養障害がある。
- 不自然な火傷の痕がある。
- 月齢、年齢にそぐわない傷、あざがみられる。
- 皮膚のかぶれがみられる。
- 性器や肛門周辺の外傷がある。
- 性的虐待の可能性ある（妊娠、中絶、出産）。
- あやしても笑わない、視線が合わない。
- 言葉や行動が乱暴である。
- 落ち着きがない、かんしゃくが激しい。
- 表情が乏しい。
- 親のいるときといないときで態度や表情が極端に違う。
- 親に対して異常に過敏な反応（おびえ等）をする、または親と分離しても不安がらない。
- 衣服を脱ぐことや診察を怖がる。
- 萎縮する。
- 体臭がきつい。
- 治療されていない虫歯が多数ある。
- 自傷行為、自殺企図がある。

●保護者の様子

- 母子健康手帳の記入が少ない。
- 予防接種を受けさせていない。
- 病気を放置している。
- 病院に連れてくる時期が遅い。
- 受診の遅れを人のせいにする。
- 受診の遅れと子どもの容態とのつじつまが合わない。
- 時間外診療が多い。
- 子どもの容態や治療について関心がない。
- 子どもに対しての扱いが乱暴であったり、態度が冷たかったりする。
- 病気や傷についての説明が曖昧、不自然、不合理である。
- 子どもに対する拒否的な発言がある。
- 骨折について保護者から説明がなくレントゲン写真で初めて発見される。
- 治療に対して消極的、拒否的である。
- 入院をさせない。
- 入院してもすぐに退院させる。
- 入院中に子どもの世話より他のことを優先する態度がみられる。
- 面会時間が短く、子どもに触れたがらない。
- 付き添いを嫌がる。
- 外来を中断したり、転院を繰り返す。
- 医療機関に対する挑発的な態度がある。
- 育児不安、産後うつがある。

(5) 帯広市庁内関係部局

帯広市の各窓口では、申請手続き、面談、訪問等により子どもとその保護者の様子や生活の状況などに触れることで、虐待を発見することがよくあります。また、本人自らの訴えや地域住民、民生委員・児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、病院などから虐待の相談や通告が入ることがあります。各窓口では、それらを踏まえた効果的な連携や適確な状況把握について工夫・配慮が求められます。

① 話をよく聞く

通報者、相談者の話を十分に聞き、問題点を明確にすることが重要です。

相談主訴と異なった気になる点があれば、出来るだけ細かく状況を確認することが大切です。今後のかかわりも考えられることから、相手の気持ちや状況に寄り添ってかかわる事も必要です。

② 事実確認

相談の受け手は、現場や子どもの通っている場所に調査に行く必要があります。この場合の訪問にあたっては、相手の社会的不利やプライバシーの侵害がないように十分注意をしなければなりません。

情報確認の調査の場合、複数で行くほうが個人的な思い込みを避け、判断が客観的で適切なものになります。

③ 関係部署との連携

子育て不安や、困難な状況を抱えているなどリスクの高い家庭については、関係部内と情報交換するなど日頃から連携を図る必要があります。

④ 情報の整理

相談内容、訪問時の様子など情報を整理し、緊急度や方向性を検討し部署で共通認識に立つことが必要です。また、他機関とかかわって支援が必要な場合は子育て支援課へ連絡して、連携体制に繋げることも必要です。

⑤ 通告・連携

子育て支援課では帯広市要保護児童対策地域協議会事務局として、虐待の通告先となっています。

協議会ではケース会議を開いて、関係機関と連携して対応を協議したり、時には児童相談所に送致することもあります。

【福祉事務所と市町村は児童虐待の通告先となっています。】

福祉事務所と市町村は、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条において、虐待の通告先と改正されました。福祉事務所及び市町村において関係者や地域から通告を受けた場合、訪問・面談などにより子どもの安全を確認しなければなりません。

4. 重症度・緊急度の判断基準と対応

虐待(虐待と思われる)を発見したときは、次の表を参照し、重症度、緊急度の判断の参考として通報・通告・相談してください。

1 生命の危険性大 緊急介入を要するもの。
(1) 身体的暴力によって、生命の危険がありうる外傷を受ける可能性があるもの。 ① 頭部外傷を起こす可能性のある暴力(乳幼児を投げる、頭部を殴る、逆さに落とす等) ② 腹部の外傷を起こす可能性のある暴力(腹部を蹴る、踏みつける、殴る等) ③ 窒息する可能性のある暴力(首を絞める、鼻と口をふさぐ、水につける、布団蒸しにする等) <状況> ・保護者が「殺したい」「自分がカーツとなって何をするか怖い」など、自己抑制がきかないことを訴えている。 ・親子心中、子どもの殺害を考えている。 ・過去に生命の危険がある虐待歴があるもので、再発の可能性のあるもの。
(2) ネグレクト(養育の怠慢・拒否)のために死亡する可能性があるもの。 死亡原因としては肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。 ① 乳幼児に脱水症状、栄養失調のための衰弱がおきている。 ② 乳幼児が感染症、発熱、下痢、または重度慢性疾患があるのに医療の受診がなく放置されており、生命の危険がある。(障がいを持つ乳幼児の受容の困難性に注意)
【対応策】生命の危険性が大きく、緊急介入を要します。 これらの状況やその疑いを持った時には、直ちに帯広市子育て支援課または帯広児童相談所に通告してください。危険を感じる時は緊急介入として警察に通報することも必要です。また、医療機関への入院も生命の危機回避に有効な手段として考えられます。
2 重度虐待 今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長に重大な影響が生じているか生じる可能性があり、緊急介入の必要性が高いもの。
(1) 医療を必要とするほどの外傷があるか、近い過去にあったもの。 (乳児や歩行前の幼児で打撲傷がある。骨折、裂傷、目の外傷がある。熱湯や熱源による広範囲の火傷がある。) (2) 成長障害や発達の遅れが顕著である。 (3) 生存に必要な食事、衣類、清潔さが与えられていない。 (4) 明らかな性的行為がある。 (5) 家から出してもらえない(学校にも登校させない)、一室に閉じ込められている。 (6) 子どもへのサディスティックな行為がある。
【対応策】緊急に詳しい状況を把握し、早期に対応する必要があります。 保護者(同居人)への指導や子どもの保護のために、誰かの介入(訪問指導、家族からの分離、一時保護、入院等)が必要になります。

3 中度虐待

今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期的にみると、子どもの人格形成に重大な問題を残すおそれのあるもの。

- (1) 今まで慢性的にあざや傷痕(タバコの火の跡等)ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために人格形成に問題が残りそうであるもの。
- (2) 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境等の育児条件が極端に不良なために自然経過で改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が心配されるもの。(例;保護者が子どもをひどく嫌っている。虐待で施設入所歴のある子どもへの再発。多問題家族などで家庭の秩序がない。経済状態が食事にも困る生活状況である。夫婦関係が険悪で子どもに反映している。被虐待歴のある親。)
- (3) 慢性の病気、精神疾患等(統合失調症、うつ病、依存症等)があり子どものケアができない。
- (4) 乳幼児を長時間大人の監護なく家に置いている。

【対応策】 詳しい状況を把握し、対応する必要があります。

誰かの介入がないと自然経過ではこれ以上改善が見込まれず、関係機関の継続的な支援が必要です。

4 軽度虐待

実際に子どもへの暴力があり、保護者や周囲の者が虐待と感じている。しかし一定の制御があり、一時的なものと考えられ、保護者と子どもの関係には重篤な病理が認められないもの。

- (1) 外傷が残るほどではない暴力(時々カッとくなって叩いてしまうことがある。)
- (2) 子どもに健康問題を起こすほどでもないが、子どもへの対応がネグレクト的である。
(子どもにきちんとした食事を与えないことがある。子どもの服装が季節に合っていない。)

【対応策】 緊急を要しないが、何らかの援助が必要です(予防的対応)。

各関係機関において注意深く見守り、保護者に育児ノイローゼがある場合には、育児相談やカウンセリング、及び子育て支援に関する情報提供や継続的な支援が必要です。

5 虐待の危惧あり

暴力やネグレクトの虐待の事実はないが、「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」など、子どもへ虐待をするおそれのある訴えがある。

【対応策】 緊急を要しないが、引き続き様子を見守ることが必要です(予防的対応)。

各関係機関において、対象家庭に関する情報収集と、子育て支援の関係機関等の情報提供や相談支援の継続が必要です。